

令和5年度第3回 朝霞市都市計画審議会 次第

日時 令和5年11月29日（水曜日）

午後3時から5時（予定）

場所 朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

議案第1号 朝霞市都市計画マスタープランの策定について

議案第2号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（諮問）

4 その他

報告事項第1号 朝霞都市計画生産緑地地区の変更について

報告事項第2号 内間木公園拡張整備等基本構想（案）について

報告事項第3号 公園整備事業について

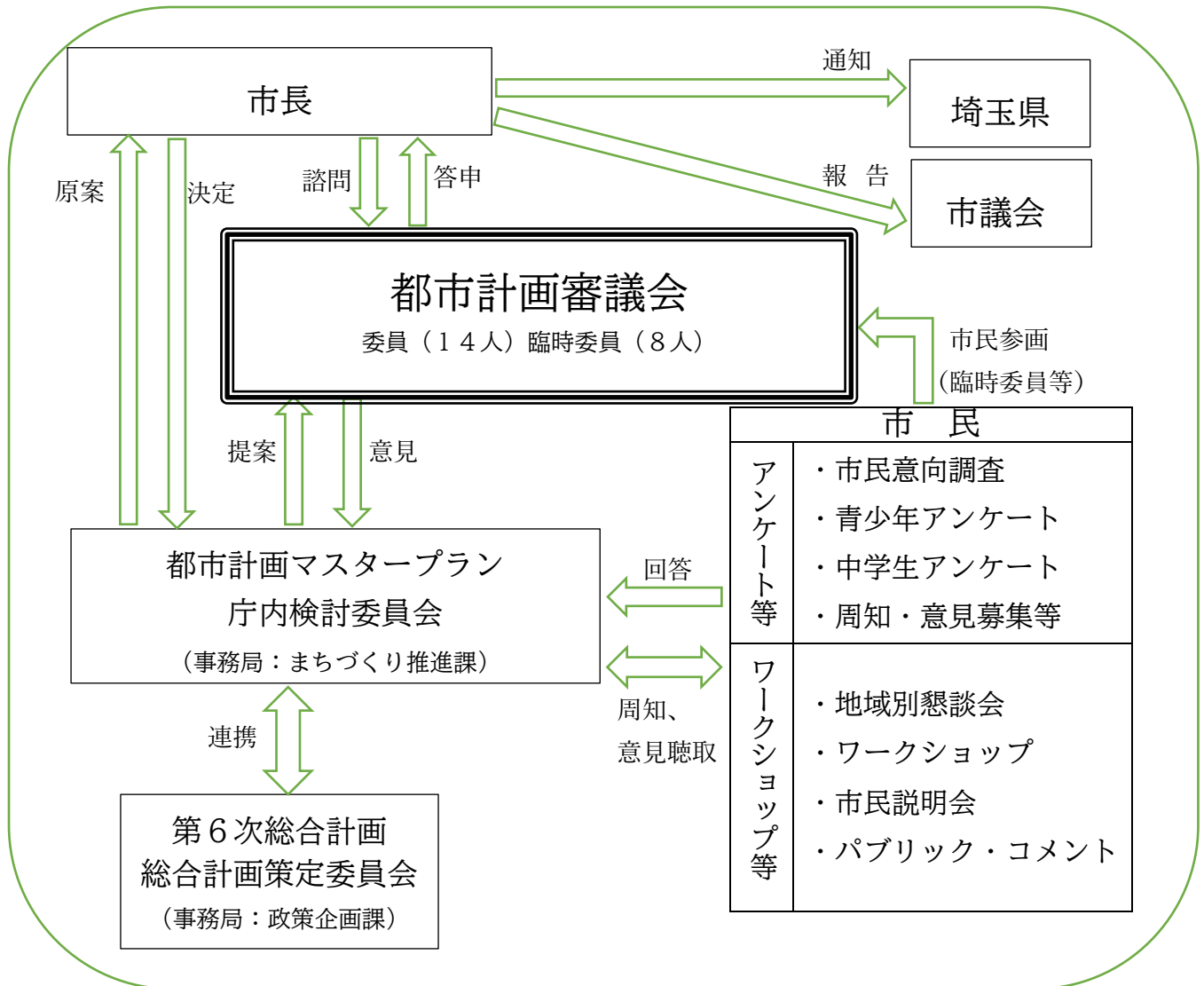
5 閉 会

議案第1号

朝霞市都市計画マスタープランの策定について

(1) 都市計画マスタープラン検討体制について

①検討体制（案）



②都市計画審議会での審議の進め方について

- ・ 都市計画マスタープラン策定過程において、都市計画審議会に随時意見聴取を行いながら、都市計画案が作成された段階で諮問を行い、答申を受けて策定します。
- ・ 前回策定時の都市計画審議会と都市計画マスタープラン検討委員会の委員構成を踏まえ、地域区分ごとの市民の代表者を臨時委員として任命します。
- ・ 臨時委員については、都市計画マスタープランに係る審議についてのみご参画いただきます。そのため、都市計画マスタープランのみ審議する会を設けることや、都市計画マスタープランの議題を冒頭に議論し、その後、臨時委員の皆様には途中退席いただくこと等、円滑な進行を図ります。

③都市計画審議会委員構成（案）

1号委員	市の議会の議員	須田 義博 委員
	市の議会の議員	田原 亮 委員
	市の議会の議員	原田 公成 委員
	市の議会の議員	駒牧 容子 委員
	市の議会の議員	田辺 淳 委員
2号委員	学識経験を有する者 （商工分野）	川端 登 委員
	学識経験を有する者 （農業分野）	高橋 隆 委員
	学識経験を有する者 （環境分野）	松村 隆 委員
	学識経験を有する者 （建築分野）	大橋 純 委員
	学識経験を有する者 （都市計画分野）	須永 大介 委員
3号委員	関係行政機関の職員 （県土整備事務所長）	小川 裕嗣 委員
	関係行政機関の職員 （朝霞警察署交通課長）	村上 崇 委員
4号委員	公募市民	岡田 一成 委員
	公募市民	宮崎 葉瑠花 委員
臨時委員	学識経験を有する者 （都市計画分野）	小嶋 文 委員
	まちづくり関係団体の代表者 （自治会連合会）	松尾 哲 委員
	社会福祉団体の代表者 （社会福祉協議会）	渡辺 淳史 委員
	公募市民（内間木地域）	大貫 利巳 委員
	公募市民（北部地域）	鈴木 幸夫 委員
	公募市民（東部地域）	森部 由紀子 委員
	公募市民（西部地域）	葭原 克浩 委員
	公募市民（南部地域）	神谷 武志 委員

地域区分については、現行マスタープランを踏襲し、暫定的に5地域としていますが、今後の検討で地域区分に変更がある場合は、必要に応じて臨時委員を追加します。

また、場合によって都市計画審議会や庁内検討委員会に関係者をお呼びし、意見聴取を行います。

(2) 朝霞市都市計画マスタープラン策定スケジュール (案)

項目(※)	令和5年度					令和6年度											令和7年度																		
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
(1) 都市計画審議会開催	■第1回		■第2回		■第3回			■第4回			■第5回			■第6回			■第7回		■第8回			■第9回		■第10回					■第11回						
	【第1回議題案】 ・検討体制 ・全体工程		【第2回議題案】 ・策定目的の確認 ・全体工程 ・地域区分の確認 ・合意形成方法とプロセス見直し		【第3回議題案】 ・現況把握結果 ・市民アンケート結果 ・プランの基本的な構成		【第4回議題案】 ・現行計画の評価 ・都市づくりの課題整理 ・将来都市像、都市構造その1		【第5回議題案】 ・将来都市像、都市構造その2 ・全体構想分野別方針その1		【第6回議題案】 ・全体構想分野別方針その2		【第7回議題案】 ・全体構想とりまとめ(案)		【第8回議題案】 ・地域別構想たたき台案		【第9回議題案】 ・地域別構想とりまとめ(案) ・推進方策の検討		【第10回議題案】 ・パブコメ用素案の確認		【第11回議題案】 ・都市マス(案)の諮問、答申 ・取組段階の市民参加や計画の見直し方法の確認														
(2) 庁内検討会議開催		■第1回		■第2回			■第3回			■第4回			■第5回			■第6回		■第7回		■第8回		■第9回						■第10回							
(3) 市民参画の実施	(合意形成プロセス検討)		市民アンケート実施(総合計画連携)		通年での情報発信(広報、市HP、SNS) 通年での意見募集(市HP等)やイベント開催時の意見募集を実施											オープン参加型ワークショップの実施(朝霞市の将来像に関する意見交換) 青少年、中学生アンケートの実施(総合計画連携)		継続参加型ワークショップの実施(地域別のまちの課題・地域別将来像等の議論、まち歩き等)				オープンハウス型説明会													
(4) 都市の状況や事業等の現状把握	■																																		
(5) 策定計画の基本的な構成や地域別構想の地域区分の検討	■																																		
(6) 現行計画の評価 都市づくりの課題整理					■																														
(7) 将来都市像及び都市構造の検討					■																														
(8) 全体構想の検討					■											(審議会やWSを踏まえた修正)																			
(9) 地域別構想の検討																■				(審議会やWSを踏まえた修正)															
(10) 推進方策の検討																				■															
(11) 素案の作成																				(素案の修正)															

※庁内検討会及び都市計画審議会の回数及び開催時期等は現時点の見通しであり、変更することがあります。

※策定中の総合計画との整合及び連携を図ります。

第6次朝霞市総合計画策定方針

令和5年10月24日 市長決裁

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和50年（1975年）から10年ごとに第1次から第5次までの中長期計画を策定し、計画的な市政運営に努めてきた。

第5次朝霞市総合計画（以下「第5次総合計画」という。）においては、市の将来像として「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げ、将来像の実現に向けて施策や事業を展開している。

朝霞市総合計画条例では、市の最上位計画として総合的見地から総合計画を策定することとしており、第5次総合計画の計画期間の終了後も、計画的な行政運営を行っていくため、第6次朝霞市総合計画（以下「第6次総合計画」という。）を策定する。

2 計画の構成・期間

「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成する。

策定対象

(1) 基本構想 10年間

目指す将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すものである。

(2) 基本計画 5年間

基本構想に示す目標の実現に向け、具体的な施策を分野別に体系的に示すものである。

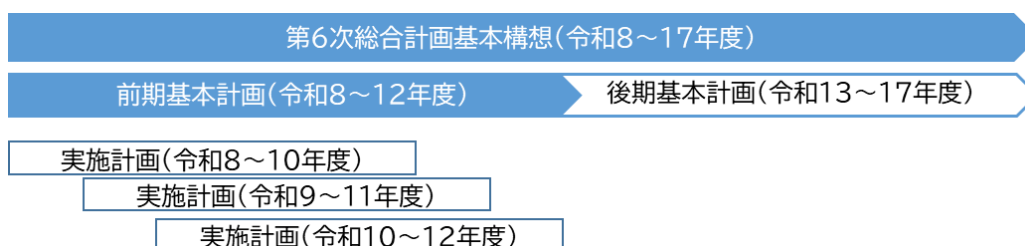
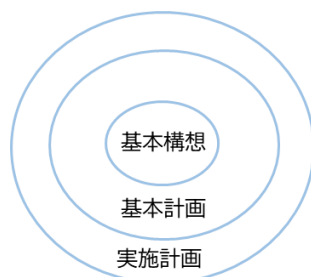
※前期5年、後期5年の2期に分けて策定する。

(3) 実施計画 3年間

基本計画で定めた施策や主要な事業などの具体的な実施期間や方策を示すものである。

3年間の計画として、1年ごとに見直しを行う。

<構成・期間イメージ>



3 基本的な考え方

総合計画は、本市の最上位の計画であり、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを市民と行政とが共有するとともに、これからのまちづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめた計画として策定するものである。

総合計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 基本構想の方向性

基本構想は、本市を取り巻く社会情勢の変化、構想期間を基にした将来予測等を踏まえるとともに、行政評価制度を活用して第5次総合計画の課題を明らかにすることで、第6次総合計画が目指す基本構想の方向性を整理する。

(2) 行政評価制度との連動

施策の進捗状況を客観的に検証できるよう、施策ごとに目標を掲げ、施策等の実施によってもたらされた成果を測る指標として重要業績評価指標（KPI）※を設ける。

※重要業績評価指標…KPI（Key Performance Indicator）とは、施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のことをいう。

(3) 総合戦略との関係

第6次総合計画の中に、地方創生を目的とする施策や重要業績評価指標（KPI）を併せて設け、地方版総合戦略としての内容も備えるようにする。

(4) 他の行政計画との関係

総合計画と他の行政計画の関係性をより明確にすることで、総合計画の理念・構想を各行政計画に反映する。

(5) 市民参画

市民に対し総合計画の策定過程を明らかにするとともに、当該策定過程への市民参画を推進し、市民の協力と理解の下に総合計画を策定する。

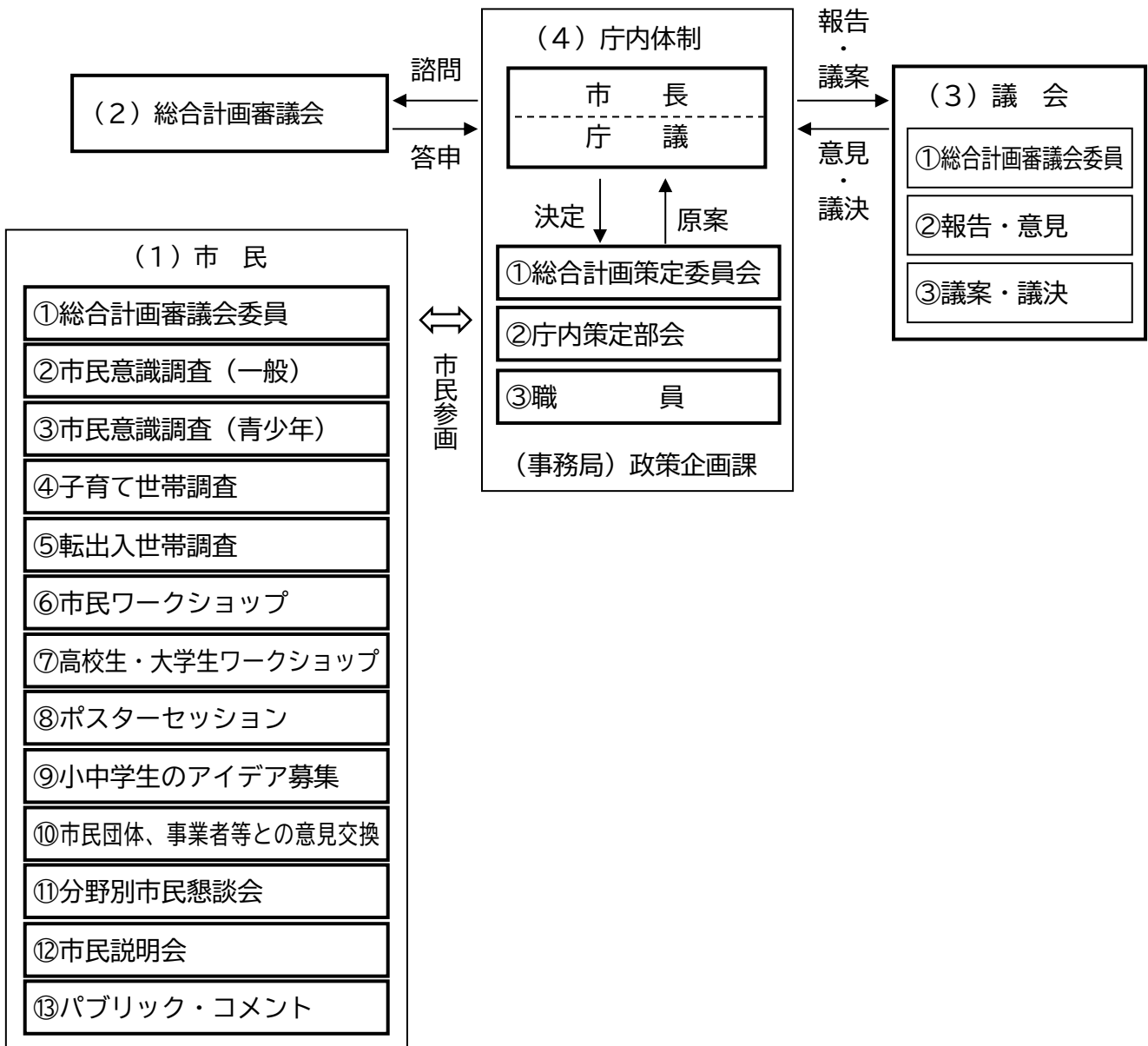
総合計画へ市民の声を十分に反映できるよう市民参画の機会の充実を図るとともに、効果的、効率的な手法を取り入れる。

(6) 職員参画

総合計画は、本市の最上位の計画であることから全庁を挙げて策定作業を行うこととする。

計画策定後に各部、課が責任を持って計画を推進できるよう策定段階から各部、課が主体的に検討するとともに、全職員が自らの業務が総合計画を踏まえたものであると意識できるよう、意見収集や計画への理解促進の機会を設ける。

4 策定体制



(1) 市民

第6次総合計画を策定するに当たっては、様々な方法で市民参画を推進する。
また、会議等の開催などに際しては、合理的配慮*を行う。

*合理的配慮…小さなお子様をお連れの方、障害のある方等への適切な配慮など、会議等の対象者や規模、目的に合った対応を想定している。

①総合計画審議会委員

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。
審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

②市民意識調査（一般）

市政に対する現状評価や施策要望等を把握する。

③市民意識調査（青少年）

市政に対する意識やまちづくりへの関心等を把握する。

④子育て世帯調査

子育て時に転出する世帯が多いことから、子育てに関する意識やニーズ等を把握する。

⑤転出入世帯調査

定住促進の施策を検討するため、定住に関する意識やニーズ等を把握する。

⑥市民ワークショップ

基本構想における将来像や政策に市民の意見を取り入れるなど、市民が共感する計画とするため、市民ワークショップを実施する。

⑦高校生・大学生ワークショップ

市の将来を担う青少年のまちづくりに対する意識や意見を把握するとともに、定住促進を推進する施策を検討するため、市内の高校生・大学生を対象としたワークショップを実施する。

⑧ポスターセッション*

第6次総合計画を広く市民に周知広報するため、市の魅力や課題を聴取するポスターセッションを実施する。

*ポスターセッション…総合計画の計画案等をまとめたポスター等を掲示して、訪れた市民と掲示されたポスター等の内容をテーマとしながら意見交換を行うことを想定している。

⑨小中学生のアイデア募集

市の将来を担う小学生・中学生が抱く朝霞市の将来像・イメージや具体的なアイデアを募って、若者の視点を施策・取組の企画立案に生かすため、教育関係者等との連携を図りながら、アイデア募集を実施する。

⑩市民団体、事業者等との意見交換

市民団体、事業者等とまちの課題や今後目指すべき方向性などについて意見交換を行う。

⑪分野別市民懇談会

各部署が中心となり、「分野」ごとに懇談会を実施する。

⑫市民説明会

基本構想及び基本計画に対する理解を深め、併せて意見等を把握するため、市民説明会を開催する。

⑬パブリック・コメント

基本構想及び基本計画に対する理解を深め、併せて意見等を把握するため、パブリック・コメントを実施する。

※①～⑬のほか、全ての世代の市民の声を聴きながら、策定作業を進める。

(2) 総合計画審議会

基本構想及び基本計画の策定について調査審議するため、審議会を設置する。審議会は、学識経験者、各種団体の代表、公募による市民等で構成する。

- ・市の議会の議員 3人
- ・市の執行機関の委員 2人
- ・市内の公共的団体等の役員及び職員 5人
- ・知識経験を有する者 5人
- ・公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民 5人

(3) 議会

①総合計画審議会委員

- ・市議会から推薦を受けた市議会議員を審議会委員として委嘱する。

②報告・意見

- ・基本構想素案及び基本計画素案について報告し、意見を聴く。

③議案・議決

- ・基本構想案について、議案として提出し、議決を求める。

(4) 庁内体制

①総合計画策定委員会

- ・委員長 市長公室長とし、副委員長は委員長が指名する。
- ・委員 部長の職にある職員とする。
- ・所掌事務 ▶基本構想案及び庁内策定部会において取りまとめた基本計画案について、審議及び調整を行い、庁議に提出すること。
▶基本構想及び基本計画の策定に係ること。

②庁内策定部会

- ・部長及び課長の職にある職員で構成する。
- ・部会長及び副部会長は委員の互選により定める。

部会名	構成
総務部会	市長公室、危機管理室、総務部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、出納室
市民環境部会	市民環境部、農業委員会事務局
健康福祉部会	福祉部、こども・健康部
都市建設部会	都市建設部、上下水道部
教育部会	学校教育部、生涯学習部

③職員

- ・第5次総合計画基本計画全体（前期と後期を通した）の評価の取りまとめ、第6次総合計画基本計画の施策の立案、個別計画との整合性の確認などに取り組む。
- ・職員説明会や第6次総合計画基本計画素案に係る意見募集の機会を通じ、策定に参加する。

5 第6次総合計画策定の主なスケジュール（予定）

（1）令和5年度（2023年度）

令和5年	8月	策定方針案の検討 基礎調査
	10月	策定方針の決定
	11月	市民意識調査等 基本構想の方向を検討 基本構想の論点整理
	12月	基本構想骨子案の検討
令和6年	2月	分野別市民懇談会 基本構想骨子案のまとめ
	3月	市民説明会

（2）令和6年度（2024年度）

令和6年	4月	第5次総合計画（基本計画）の評価の取りまとめ 基本構想素案の検討
	6月	基本構想素案のまとめ 基本計画骨子案の検討
	8月	基本計画骨子案のまとめ
	9月	分野別市民懇談会 基本計画素案の検討
令和7年	2月	基本計画素案のまとめ 市民説明会
	3月	パブリック・コメント

（3）令和7年度（2025年度）

令和7年	5月	審議会答申 庁議決定（基本構想案、基本計画案）
	9月	議案上程（基本構想）
	10月	公表

「あさかの未来を話そう」 参加者募集！

【会場】
ゆめぱれす
(朝霞市民会館)
新館2階
高砂の間

【日時】
令和6年
1月20日(土)
午後1時30分
～午後5時

【募集人数】
100名程度
★お子様も
一緒にどうぞ

【申込期限】
令和5年
12月25日(月)

✂ 市民ワークショップ「あさかの未来を話そう」参加申込書

ふりがな			
氏名			
連絡先	() — ※日中、連絡が取れる電話番号の記載をお願いします(携帯電話可)		
託児 ※希望される方は、 利用人数と年齢を ご記入ください。	(利用人数 人、年齢 歳、 歳) ※託児は1歳～就学前のお子様 が利用できます。 ※別途、当日の持ち物等 についてご連絡します。	手話通訳 ※希望される方は○ をつけてください。	必要

内 容

令和8年度(2026年度)から始まる「第6次朝霞市総合計画」を作るため、朝霞市をどんなまちにしていきたいかを参加者の皆さんと一緒に考える市民ワークショップを開催します。

数名ずつのグループに分かれ、意見交換をしながら「朝霞市のよいと思うところ」や「未来の朝霞市」などについて考えます。参加費は無料です。

開催日時・会場

日時 令和6年1月20日(土) 午後1時30分～午後5時

会場 ゆめぱれす(朝霞市民会館)新館2階 高砂の間
朝霞市本町1丁目26番1号

応募方法

下記のいずれかの方法でご応募ください。

- ①郵送 裏面の参加申込書に記入し、下記問い合わせ先へ郵送してください。
- ②窓口 裏面の参加申込書に記入し、朝霞市役所政策企画課(3階35番)へお持ちください。
- ③FAX 裏面の参加申込書に記入し、下記問い合わせ先へ送信してください。
- ④Web 右の二次元コードまたは市ホームページから、お申込みフォームへアクセスし、お申込みください。



申込締切：令和5年12月25日(月) ※郵送の場合は必着

●座席に余裕がある場合は当日参加も可能です。

直接会場へお越しください。

※託児・手話通訳を希望する場合は令和5年12月25日(月)までにお申込みください。



©むさしのフロントあさか

問い合わせ先

朝霞市役所 市長公室 政策企画課

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号

TEL : 048-463-3089(直通)

FAX : 048-467-0770

E-mail : seisaku_kikaku@city.asaka.lg.jp

議案第2号

朝霞都市計画生産緑地地区の変更について
(諮問)

朝霞都市計画生産緑地地区の変更（朝霞市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第17号生産緑地地区ほか4地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第17号生産緑地地区	約0.52ha	
第109号生産緑地地区	約0.53ha	
第195号生産緑地地区	約0.41ha	
第253号生産緑地地区	約0.18ha	
第266号生産緑地地区	約0.14ha	

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

- 2 都市計画生産緑地地区中第95号生産緑地地区を廃止する。

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、市の追加指定基準に基づく追加指定により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【朝霞都市計画における位置等】

第17号生産緑地地区：朝霞市北西部
第95号生産緑地地区：朝霞市南西部
第109号生産緑地地区：朝霞市南部
第195号生産緑地地区：朝霞市南東部
第253号生産緑地地区：朝霞市南東部
第266号生産緑地地区：朝霞市北西部

【変更の必要性】

第95号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限が解除されたため。

第109号生産緑地地区

：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、面積及び区域の変更が生じるため。

第17号、195号、253号、266号生産緑地地区

：市の指定基準に基づく農地の追加指定により面積及び区域の変更が生じるため。

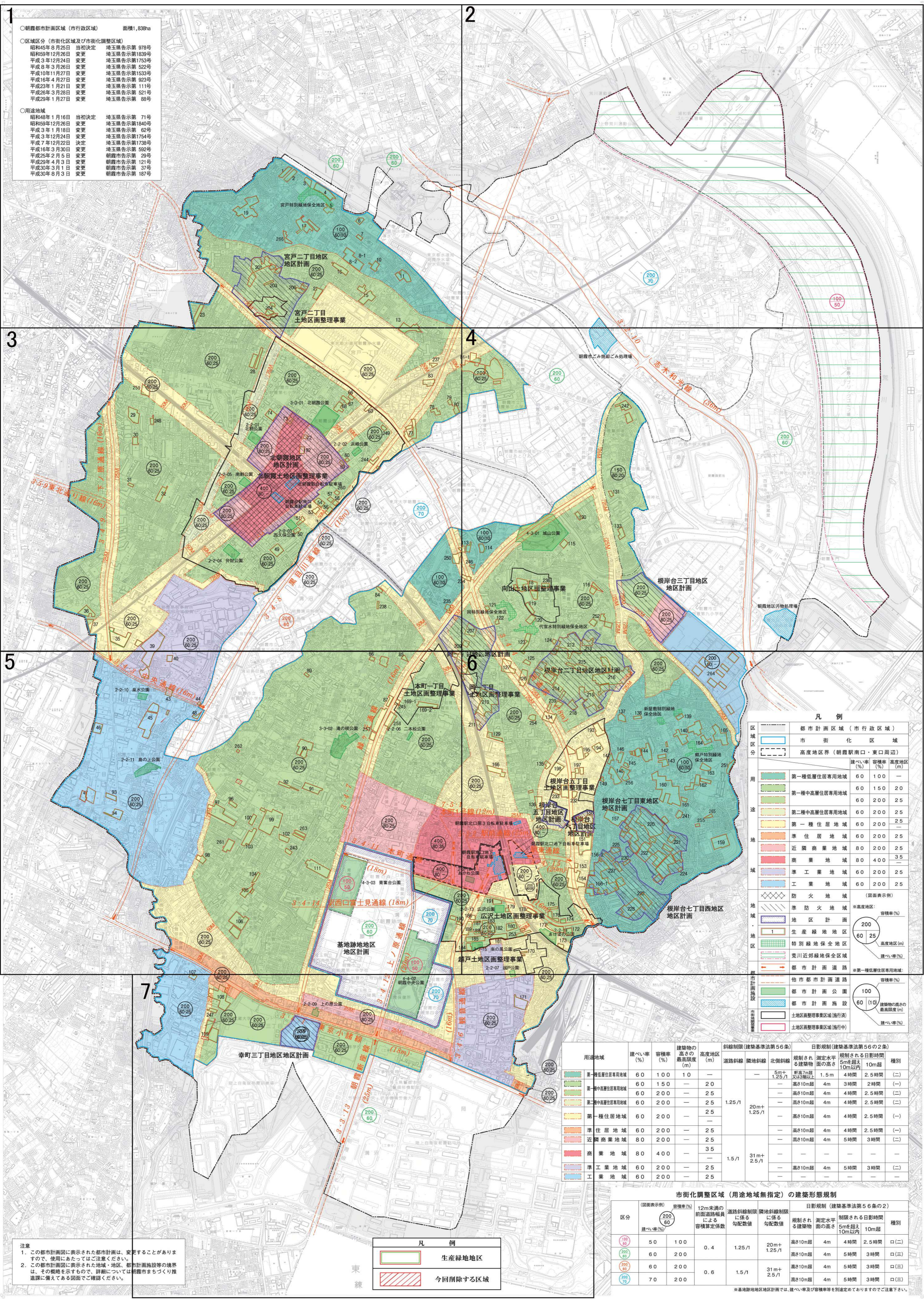
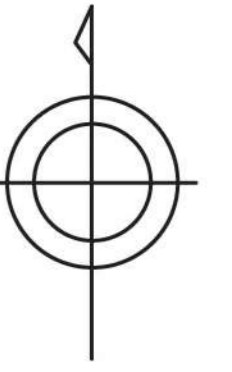
【変更の内容】

第17号、109号、195号、253号、266号生産緑地地区：面積及び区域の変更

第95号生産緑地地区：地区の廃止

朝霞市都市計画図

令和元年六月作成



○朝霞市都市計画区域(市街化区域) 面積1,839ha

○区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)

昭和45年8月25日 当初決定 埼玉県告示第978号
 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1539号
 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1753号
 平成8年3月26日 変更 埼玉県告示第522号
 平成10年11月27日 変更 埼玉県告示第1533号
 平成16年4月27日 変更 埼玉県告示第929号
 平成23年1月21日 変更 埼玉県告示第111号
 平成25年3月29日 変更 埼玉県告示第521号
 平成29年1月27日 変更 埼玉県告示第88号

○用途地域

昭和48年1月16日 当初決定 埼玉県告示第71号
 昭和59年12月26日 変更 埼玉県告示第1840号
 平成3年1月18日 変更 埼玉県告示第62号
 平成3年12月24日 変更 埼玉県告示第1764号
 平成7年12月22日 決定 埼玉県告示第1789号
 平成16年3月30日 変更 埼玉県告示第592号
 平成25年2月5日 変更 朝霞市告示第29号
 平成29年4月3日 変更 朝霞市告示第121号
 平成30年3月1日 変更 朝霞市告示第37号
 平成30年8月3日 変更 朝霞市告示第187号

凡例

■ 第一種低層住居専用地域 60 100 10
 ■ 第一種中高層住居専用地域 60 150 20
 ■ 第二種中高層住居専用地域 60 200 25
 ■ 第一種住居地域 60 200 25
 ■ 準住居地域 60 200 25
 ■ 近隣商業地域 80 200 25
 ■ 商業地域 80 400 35
 ■ 準工業地域 60 200 25
 ■ 工業地域 60 200 25

■ 防火地域 (図面表示例)
 ■ 準防火地域 (図面表示例)

■ 生産緑地地区
 ■ 特別緑地保全地区
 ■ 荒川近郊緑地保全区域

■ 都市計画道路
 ■ 第一種低層住居専用地域
 ■ 第一種中高層住居専用地域
 ■ 第二種中高層住居専用地域
 ■ 第一種住居地域
 ■ 準住居地域
 ■ 近隣商業地域
 ■ 商業地域
 ■ 準工業地域
 ■ 工業地域

■ 都市計画公園
 ■ 都市計画施設
 ■ 土地区画整理事業区域(施行中)
 ■ 土地区画整理事業区域(施行中)

凡例

■ 都市計画区域(市街化区域)
 ■ 市街化区域
 ■ 高度地区界(朝霞駅南口・東口周辺)

■ 第一種低層住居専用地域 60 100 10
 ■ 第一種中高層住居専用地域 60 150 20
 ■ 第二種中高層住居専用地域 60 200 25
 ■ 第一種住居地域 60 200 25
 ■ 準住居地域 60 200 25
 ■ 近隣商業地域 80 200 25
 ■ 商業地域 80 400 35
 ■ 準工業地域 60 200 25
 ■ 工業地域 60 200 25

■ 防火地域 (図面表示例)
 ■ 準防火地域 (図面表示例)

■ 生産緑地地区
 ■ 特別緑地保全地区
 ■ 荒川近郊緑地保全区域

■ 都市計画道路
 ■ 第一種低層住居専用地域
 ■ 第一種中高層住居専用地域
 ■ 第二種中高層住居専用地域
 ■ 第一種住居地域
 ■ 準住居地域
 ■ 近隣商業地域
 ■ 商業地域
 ■ 準工業地域
 ■ 工業地域

■ 都市計画公園
 ■ 都市計画施設
 ■ 土地区画整理事業区域(施行中)
 ■ 土地区画整理事業区域(施行中)

用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	建築物の高さの最高限度 (m)	高度地区 (m)	道路斜率	傾斜制限 (建築基準法第56条)	日照規制 (建築基準法第56条の2)	種別
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	—	—	制限される日影時間 2.5時間	(二)
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	20	—	高さ7m超又は1.5m又は1.25/1	制限される日影時間 2.5時間	(一)
第二種中高層住居専用地域	60	200	—	25	—	高さ10m超	制限される日影時間 2.5時間	(二)
第一種住居地域	60	200	—	25	—	高さ10m超	制限される日影時間 2.5時間	(一)
準住居地域	60	200	—	25	—	高さ10m超	制限される日影時間 2.5時間	(一)
近隣商業地域	80	200	—	25	—	高さ10m超	制限される日影時間 3時間	(二)
商業地域	80	400	—	35	—	—	—	—
準工業地域	60	200	—	25	—	高さ10m超	制限される日影時間 3時間	(一)
工業地域	60	200	—	25	—	高さ10m超	制限される日影時間 3時間	(一)

市街化調整区域(用途地域無指定)の建築形態規制

区分	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	12m未満の前面道路幅員に依る容積率決定係数	道路斜率	傾斜制限 (建築基準法第56条)	日照規制 (建築基準法第56条の2)	種別
50	100	—	—	—	—	制限される日影時間 10m超	(二)
60	200	0.4	1.25/1	20m+	高さ10m超	制限される日影時間 3時間	(三)
60	200	0.6	1.5/1	31m+	高さ10m超	制限される日影時間 3時間	(三)
70	200	0.8	1.5/1	31m+	高さ10m超	制限される日影時間 3時間	(三)

※基礎緑地地区地区計画では、建ぺい率及び容積率等を別途定めておりますのでご注意ください。

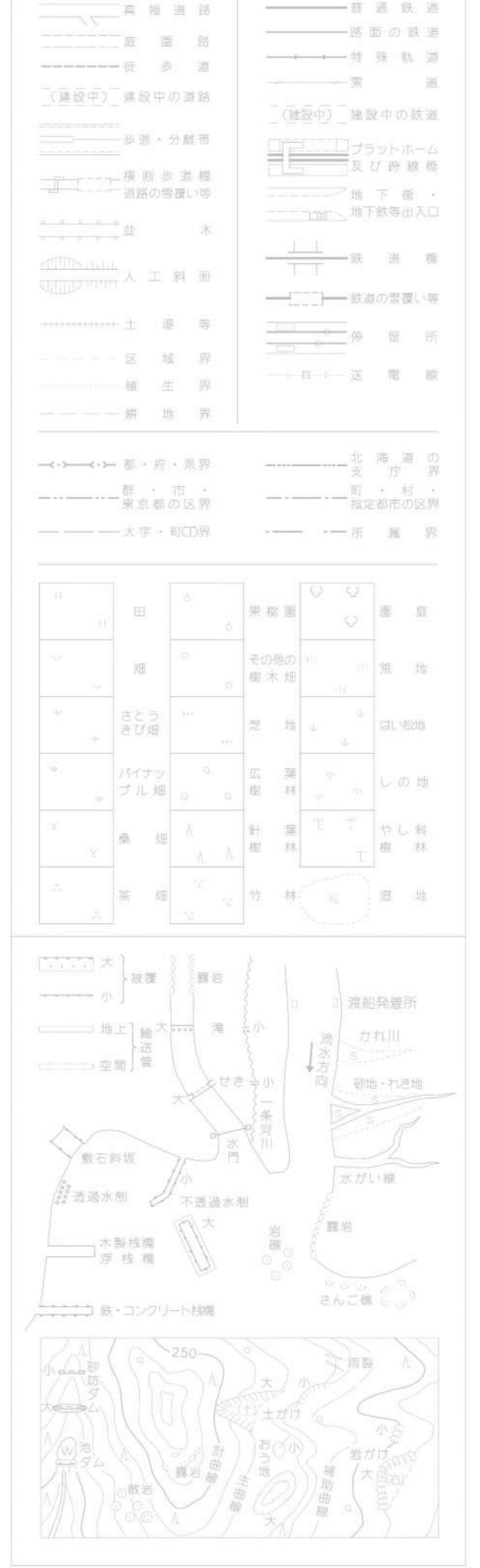
注意

1. この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。

2. この都市計画図に表示された地域・地区・都市計画施設等の境界は、その概略を示すもので、詳細については朝霞市まちづくり推進課に備えてある図面でご確認ください。

凡例

■ 生産緑地地区
 ■ 今回削除する区域



※標準系は平成14年現行に国土交通省告示第9号の現行による世界測高系(1982年)に換算したものである。

※図面に示した凡例は、図面表示例と一致する。

※図面に示した凡例は、図面表示例と一致する。

※図面に示した凡例は、図面表示例と一致する。

朝霞市役所

昭和株式会社製